

報告第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年1月18日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和3年12月30日 午前11時頃

2 事故発生の場所

つくば市谷田部3570番地

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■

4 事故の概要

相手方がつくば市道5-3455号線から主要地方道取手つくば線に向かって走行中、車道の側溝に設置されたコンクリート蓋と車道部に段差があり、またコンクリート蓋が破損し、鉄筋が露出していたため、相手方車両のタイヤを破損させた

もの

5 損害賠償額 金12,870円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金12,870円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。